

# 愛知県市町村職員共済組合定款

(昭和37年12月1日 昭和37年公告第1号)

## 第1章 総 則

(設立の根拠および名称)

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)に基づいて組織し、愛知県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)という。

(目的)

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もつてこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目3番2号に置く。

(所属所及び所属所長)

第4条 組合の所属機関(以下「所属所」という。)は、愛知県市町村職員共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)で定めるところにより理事長が定める。

2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職にあるものをもつて充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行う。ただし、決算に関する事項にあつては、県の公報に掲載して行なう。

## 第2章 組 合 会

(組合会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、愛知県市町村職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)という。

(議員の定数)

第7条 組合会の議員(以下「議員」という。)の定数は、20人とする。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、前任議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行なわれたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第9条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

|     | 選挙区  | 議員の数 |
|-----|--|------|
| 第1区 | 西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・江南市・小牧市・稲沢市・新城市・東海市・大府市・知多市・知立市・尾張旭市・高浜市・岩倉市・豊明市・日進市・田原市・愛西市・清須市・北名古屋市・弥富市・みよし市・あま市・長久手市 | 7    |
| 第2区 | 愛知郡・西春日井郡・丹羽郡・海部郡・知多郡・額田郡・北設楽郡の区域内的の町村   | 3    |

3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

|     | 選挙区   | 議員の数 |
|-----|---|------|
| 第1区 | 西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・江南市・小牧市・稲沢市・新城市・東海市・大府市・知多市・知立市・尾張旭市・高浜市・岩倉市・豊明市・日進市・田原市・愛西市・清須市・北名古屋市・弥富市・みよし市・あま市・長久手市・愛北広域事務組合・中部知多衛生組合・蒲郡市幸田町衛生組合・小牧岩倉衛生組合・江南丹羽環境管理組合・東部知多衛生組合・西知多医療厚生組合・愛知中部水道企業団・知北平和公園組合・知多北部広域連合・五条広域事務組合・愛知県後期高齢者医療広域連合・愛知県市町村職員共済 | 8    |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     | 組合  |   |
| 第2区 | 愛知郡・西春日井郡・丹羽郡・海部郡・知多郡・額田郡・北設楽郡の区域内的の町村<br>海部南部水道企業団・海部南部広域事務組合・知多中部広域事務組合・愛知県市町村職員退職手当組合・知多南部衛生組合・北名古屋水道企業団・海部東部消防組合・北名古屋衛生組合・丹羽広域事務組合・海部南部消防組合・海部地区水防事務組合・尾三衛生組合・知多南部消防組合・海部地区急病診療所組合・西春日井広域事務組合・岡崎市額田郡模範造林組合・北設広域事務組合・尾三消防組合・知多南部広域環境組合 | 2 |

- 4 前項の規定の適用については、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となつた者は組合に所属する職員である組合員と、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。

(選挙長)

第10条 各選挙ごとに選挙長を置く。

- 2 選挙長は、理事長が委嘱する。
- 3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等の公告)

第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

(市町村長が選挙する議員の選挙)

第12条 市町村長が選挙する議員の選挙は、市町村長の互選によつて行なう。

(市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙)

第13条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によつて行なう。

- 2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第11条に規定する公告のあつた日から選挙の期日前3日までに、市町村長以外の組合員100人ごとに1人(市町村長以外の組合員数が100人に満たない市

町村にあつては、1人)の代議員を互選しなければならない。この場合においては第9条第4項の規定を準用する。

- 3 前項の規定により代議員が互選されたときは、市町村長以外の組合員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき市町村長以外の組合員の数は、第11条に規定する公告のあつた日における当該市町村長以外の組合員数によるものとする。
- 5 市町村長以外の組合員の代表者は、前項の市町村長以外の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前4日までに、当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

#### (選挙の方法)

第14条 前2条に規定する選挙は、投票によつて行なう。ただし、第12条の規定による互選にあつては市町村長、前条第1項の規定による互選にあつては代議員、同条第2項の規定による互選にあつては市町村長以外の組合員(次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。)の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

#### (当選人)

第15条 投票によつて選挙を行なう場合にあつては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定により当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。
- 3 指名推せんによつて選挙を行なう場合においては、選挙の場所に集まつた有権者の過半数の者に異議がないときは、被指名人をもつて当選人とする。

#### (当選人の報告等)

第16条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市町村名を理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があつたときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市町村名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前30日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。

(再選挙)

第18条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行なう。

(補欠選挙及び繰上補充)

第19条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠選挙を行なう。ただし、第15条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第20条 この定款に規定するものを除くほか、議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(代理による表決)

第21条 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないときは、市町村長である議員にあつては市町村長である他の議員を、市町村長以外の組合員である議員にあつては、市町村長以外の組合員である他の議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所(当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

(2) 議員の定数

(3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名

(4) 議事の要領

(5) 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第25条 議員は、その職務を行なうため要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

### 第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 理事の定数は、6人とする。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)から起算する。

(役員選挙)

第28条 理事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。

以下この項から第3項までにおいて同じ。)による選挙は、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日以後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。
- 4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。
- 6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。
- 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。
- 8 監事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。)による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了日前に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。
- 9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。
- 10 前各項に規定するものを除くほか、役員の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

#### (監事の報酬)

第29条 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

#### (役員の旅費)

第30条 第25条の規定は、役員について準用する。

#### (事務局及び職員)

第31条 組合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長、その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。
- 4 その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 5 事務局長その他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第4章 組 合 員

(組合員の範囲)

第32条 組合は、次に掲げる者をもつて組合員とする。

- (1) 別表に掲げる市町村の職員(法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。)
- (2) 法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして組合員であるものとされた者
- (3) 法第141条第1項に規定する組合役職員
- (4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- (5) 法第141条の3の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員
- (6) 法第141条の4の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員
- (7) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるとみなされた者

(組合員の種別)

第33条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員、船員一般組合員、船員短期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第12項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。
- 4 市町村長組合員は、市町村長である組合員(第8項に規定する市町村長長期組合員を除く。)とする。



- 5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第57号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。
- 6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等(法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。)である組合員(次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。)とする。
- 7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。
- 8 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
- 9 船員一般組合員は、船員保険の被保険者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第1項の規定による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。)である組合員(次項に規定する船員短期組合員を除く。)とする。
- 10 船員短期組合員は、船員保険の被保険者である短期組合員とする。
- 11 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。
- 12 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。

## 第5章 給 付

### (短期給付)

第34条 組合は、組合員(継続長期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

### (附加給付)

第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 埋葬料附加金
- (4) 家族埋葬料附加金

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第76条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第56条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)及び同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。)第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号に掲げる組合員又は船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第9条第1項第2号若しくは第3号に掲げる被保険者である組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに家族療養費附加金として支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、

50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- 3 前2項に規定する家族療養費附加金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。
- 5 1件の家族療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項、第2項及び前項の規定の適用については、各月分を1件とみなす。

#### (家族訪問看護療養費附加金)

第36条の2 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第78条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該家族訪問看護療養費に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、これを支給しない。

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金)

第36条の3 埋葬料附加金は、法第65条第1項の規定により埋葬料を支給する場合、家族埋葬料附加金は、同条第3項の規定により家族埋葬料を支給する場合においてこれに附加して支給する。

2 埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金の額は、50,000円とする。

## 第37条 削除

(長期給付)

第38条 組合は、組合員(短期組合員、後期高齢者等短期組合員、船員短期組合員及び任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

## 第6章 共同業務

(共同業務)

第38条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務(以下「共同業務」という。)を行う。

## 第7章 福祉事業

(福祉事業)

第39条 組合は、次に掲げる福祉事業を行なう。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 組合員の貯金の受入又はその運用
- (3) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

2 前項の規定する事業について必要な事項は、組合会の議決を経て理事長が定める。

## 第8章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

| 組合員の種別          | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合 |                 |                  | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 |                 |                  |
|-----------------|---------------------------|-----------------|------------------|----------------------------|-----------------|------------------|
|                 | 短期給付                      |                 | 福祉事業             | 短期給付                       |                 | 福祉事業             |
|                 | 短期分                       | 介護分             |                  | 短期分                        | 介護分             |                  |
| 一般組合員           | 1,000 分の<br>48.6          | 1,000 分の<br>8.9 | 1,000 分の<br>1.88 | 1,000 分の<br>48.6           | 1,000 分の<br>8.9 | 1,000 分の<br>1.88 |
| 短期組合員           |                           |                 |                  |                            |                 |                  |
| 市町村長組合員         |                           |                 |                  |                            |                 |                  |
| 特定消防組合員         |                           |                 |                  |                            |                 |                  |
| 船員一般組合員         | 1,000 分の<br>46.88         | 1,000 分の<br>8.9 | 1,000 分の<br>1.88 | 1,000 分の<br>50.32          | 1,000 分の<br>8.9 | 1,000 分の<br>1.88 |
| 船員短期組合員         |                           |                 |                  |                            |                 |                  |
| 長期組合員           | 1,000 分の<br>2.59          | —               | 1,000 分の<br>1.88 | 1,000 分の<br>2.59           | —               | 1,000 分の<br>1.88 |
| 後期高齢者等<br>短期組合員 |                           |                 |                  |                            |                 |                  |
| 市町村長<br>長期組合員   |                           |                 |                  |                            |                 |                  |

2 組合は、毎事業年度、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 160 条第 14 項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

(任意継続掛金の額)

第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定に

よる標準報酬の月額に1,000分の97.2を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の17.8を乗じて得た額とする。

## 第9章 財 務

### (経理単位)

第41条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、貯金経理及び貸付経理とする。

### (資金の繰入れ)

第42条 令和6年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,580円とする。

### (事業計画及び予算又は決算の公告)

第43条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があつたときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

## 第10章 監 査

### (監査)

第44条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも一回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合には臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

### (監査の立会い)

第45条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

### (監事の権限)

第46条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひよう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第47条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となつた期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であつた者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していた者のうちから選挙」とする。
- 3 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し(以下「一部負担金払戻金」という。)を行う。
- 4 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)、療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに行うもの

とし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額(以下この項において「特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- 6 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。
- 7 第36条第4項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。この場合において、同項中「第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない」とあるのは、「附則第5項及び第6項に規定する一部負担金払戻金は、その受けることとなる限度において行わない」と読み替えるものとする。
- 8 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 9 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業(次項において「経過的長期給付事業」という。)
  - (2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和53年政令第25号)第2条の規定に基づき、同条第1号に掲げる事業その他これに附帯する事業(以下「財形住宅貸付事業」という。)
- 10 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第41条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。
- 11 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第41条中「及び貸付経理」とあるのは、「貸付経理及び財形経理」として同条の規定を適用する。



12 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附 則(昭和38. 4. 1)

この定款は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和38. 6. 3)

この定款は、昭和38年4月1日から適用する。ただし、守山市及び愛知県五市競馬組合にあつては、昭和38年2月15日から適用する。

附 則(昭和38. 12. 18)

この定款は、昭和38年9月1日から適用する。ただし、西春町にあつては、昭和38年11月1日から、上郷町にあつては、昭和39年3月1日から適用する。

附 則(昭和39. 4. 1)

この定款は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39. 5. 22)

この定款は、昭和39年4月1日から適用する。ただし、岡崎市外三町伝染病院組合にあつては、昭和38年12月18日から適用する。

附 則(昭和39. 7. 28)

この変更は、昭和39年4月15日から適用する。

附 則(昭和39. 10. 1)

この変更は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則(昭和39. 12. 1)

この変更は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則(昭和39. 12. 3)

この変更は、公告の日から施行し、新城伝染病院組合にあつては、昭和39年5月25日から、蒲郡市幸田町衛生組合にあつては、昭和39年11月1日から適用する。

附 則(昭和40. 6. 1)

この変更は、公告の日から施行し、尾張1市4町競輪組合にあつては、昭和38年10月18日から、愛知県町村職員退職手当組合にあつては、昭和40年3月18日から適用する。

附 則(昭和40. 6. 1)

この変更は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則(昭和40. 7. 20)

この変更は、公告の日から施行し、尾張1市4町競輪組合にあつては、昭和40年4月19日から、尾張4市競輪組合にあつては、昭和40年4月20日から、西春日井郡八箇町村母子寮組合の名称変更にあつては、昭和40年6月26日から適用する。

附 則(昭和40. 8. 3)

この変更は、公告の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

附 則(昭和40. 10. 19)

この変更は、公告の日から施行し、昭和40年8月31日から適用する。ただし、高岡町にあつては、昭和40年9月1日から適用する。

附 則(昭和41. 4. 1)

この変更は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和41. 4. 8)

この変更は、公告の日から施行し、昭和40年12月1日から適用する。ただし、七宝村にあつては、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和41. 8. 30)

この変更は、公告の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。ただし、西知多衛生組合にあつては、昭和41年7月1日から適用する。

附 則(昭和41. 10. 1)

この変更は、公告の日から施行し、昭和41年8月22日から適用する。

附 則(昭和42. 4. 1)

この変更は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の改正規定は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則(昭和42. 6. 1)

この変更は、公告の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和43. 3. 21)

この変更は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43. 7. 10)

この変更は、公告の日から施行し、新城伝染病院組合にあつては、昭和43年2月20日から、愛知県7市町村競馬組合にあつては、昭和43年7月1日から適用する。

附 則(昭和43. 11. 5)

この変更は、公告の日から施行し、昭和43年11月1日から適用する。

附 則(昭和43. 12. 16)

この変更は、公告の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則(昭和44. 3. 31)

この変更は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和44. 4. 26)

この変更は、公告の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和44. 8. 22)

この変更は、公告の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則(昭和44. 10. 7)

この変更は、公告の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和45. 4. 1)

1 この変更は、昭和45年4月1日から施行する。

2 変更後の第36条の規定は、昭和45年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金から適用する。

附 則(昭和45. 4. 2)

この変更は、公告の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和45. 9. 2)

この変更は、公告の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

附 則(昭和45. 12. 1)

この変更は、公告の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。ただし、足助町外二ヶ村伝染病隔離病舎組合の名称変更については、昭和42年5月12日から、変更後の第9条の規定に基づく議員の選挙については、任期満了による次の議員の選挙から適用する。

附 則(昭和46. 4. 1)

1 この変更は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、半田共立病院組合の名称変更については、昭和46年1月25日から適用する。

2 変更後の第36条の規定は、昭和46年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金から適用する。

附 則(昭和46. 4. 1)

この変更は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46. 9. 16)

この変更は、公告の日から施行し、北設衛生処理組合については、昭和46年6月1日から適用する。

附 則(昭和46. 12. 1)

この変更は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則(昭和46. 12. 18)

この変更は、公告の日から施行し、稲沢中島水道企業団については、昭和46年11月1日から、尾三消防組合については、昭和46年12月1日から適用する。

附 則(昭和47. 2. 16)

この変更は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、西春日井郡東部衛生組合については、昭和47年2月1日から適用する。

附 則(昭和47. 4. 1)

1 この変更は、昭和47年4月1日から施行する。

2 変更後の第36条の2の規定は、昭和47年4月1日以後の死亡に係る埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金から適用する。

附 則(昭和47. 4. 1)

この変更は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、小牧市岩倉町衛生組合の名称変更については、昭和46年12月1日から適用する。

附 則(昭和47. 8. 1)

この変更は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和47. 8. 14)

この変更は、公告の日から施行し、昭和47年8月1日から適用する。

附 則(昭和47. 12. 25)

- 1 この変更は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 昭和48年1月1日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和48. 3. 24)

- 1 この変更は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の2又は第36条の3の規定は、昭和48年4月1日以後給付事由の生じた出産費附加金若しくは配偶者出産費附加金又は埋葬料附加金若しくは家族埋葬料附加金から適用する。

附 則(昭和48. 3. 24)

この変更は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48. 5. 18)

この変更は、公告の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和48. 6. 1)

- 1 この変更は、昭和48年6月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第2項第2号から第4号までの規定は、昭和48年6月1日以後の診療に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和48. 7. 6)

この変更は、公告の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和48. 11. 5)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和48年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第37条第2項及び第3項の規定は、昭和48年10月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和48. 12. 21)

この変更は、公告の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則(昭和49. 4. 19)

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和49. 8. 20)

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。ただし、稲沢伝染病隔離病舎組合については、昭和49年8月1日から適用する。

附 則(昭和49. 12. 27)

- 1 この変更は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和50年1月1日以後の診療に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の診療に係る家族療養附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の2又は第36条の3の規定は、昭和50年1月1日以後給付事由の生じた出産費附加金若しくは配偶者出産費附加金又は埋葬料附加金若しくは家族埋葬料附加金から適用し、同日前に給付事由の生じた出産費附加金若しくは配偶者出産費附加金又は埋葬料附加金若しくは家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和50. 3. 24)

(施行期日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 変更後の第37条の2の規定は、昭和50年4月1日に現に入院している組合員で同日以後引続いて入院しているものについても適用する。

附 則(昭和50. 4. 1)

この変更は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50. 10. 1)

この変更は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則(昭和50. 11. 15)

この変更は、公告の日から施行し、昭和50年11月8日から適用する。

附 則(昭和51. 3. 26)

- 1 この変更は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和51年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和51. 3. 31)

この変更は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51. 8. 24)

この変更は、公告の日から施行し、昭和51年8月4日から適用する。

附 則(昭和51. 9. 30)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。ただし、変更後の附則第3項の規定は、昭和51年6月3日から適用する。
- 2 変更後の第40条の2の規定は、昭和51年7月分以後の任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和52. 2. 17)

この変更は、公告の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。

附 則(昭和52. 4. 1)

- 1 この変更は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和52年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。



- 3 昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの間においては、変更後の第40条中、「47/1000」とあるのは「46.5/1000」と、「1.5/1000」とあるのは「1/1000」と、変更後の第40条の2中「94/1000」とあるのは「93/1000」とする。
- 4 変更後の第40条及び第40条の2並びに前項の規定は、昭和52年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和52. 8. 15)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和52年2月25日から適用する。
- 2 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和51年法律第69号)附則第3条の規定の適用を受ける者に対する変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定による給付は、予防接種法第16条第1項の適用による給付とみなす。

附 則(昭和53. 3. 25)

- 1 この変更は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和53年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和53. 4. 1)

この変更は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53. 10. 25)

この変更は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則(昭和54. 2. 5)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(昭和54. 2. 22)

この変更は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54. 3. 29)

- 1 この変更は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和54年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和54年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和54. 4. 28)

この変更は、公告の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55. 3. 21)

- 1 この変更は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和55年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和55. 7. 9)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第32条、第33条(第1項中特定消防組合員に係る部分及び第4項を除く。)及び第34条の規定は、昭和55年1月1日から、変更後の第33条第1項中特定消防組合員に係る部分、同条第4項、第40条及び第40条の2の規定は、昭和55年7月1日から、変更後の附則第3項の規定は、昭和55年5月31日から適用する。

附 則(昭和56. 2. 28)

- 1 この変更は、昭和56年3月1日から施行する。ただし、変更後の第9条及び別表の規定は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和56年3月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和56. 5. 15)

この変更は、公告の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57. 4. 20)

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年3月31日から適用する。

附 則(昭和57. 10. 20)

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。

附 則(昭和58. 3. 18)

- 1 この変更は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、変更後の定款第36条第3項の規定は、昭和58年2月1日から適用する。
- 2 変更後の定款第36条第1項及び第2項の規定は、昭和58年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 老人保健法(昭和57年法律第80号)附則第7条の規定に基づく改正前の老人福祉法第10条の2の規定による老人医療費に係る変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 変更後の定款第40条及び第40条の2の規定は、昭和58年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和59. 5. 28)

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和59. 8. 7)

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。

附 則(昭和59. 11. 9)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項の規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年9月30日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和60. 2. 7)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の附則第4号から第7号までの規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則(昭和60. 2. 26)

- 1 この変更は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、変更後の第36条及び附則第6項の規定は、公告の日から、第32条、第33条及び第34条の規定は、昭和60年3月31日から施行する。
- 2 変更後の第36条及び附則第6項の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 3 変更後の第36条の2第2項の規定は、昭和60年4月1日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用し、同日前の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和60年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和61. 2. 27)

この変更は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61. 5. 26)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第36条第1項又は附則第37条第1項ただし書の規定による継続長期組合員については、変更前の第32条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の第37条第2項及び第3項の規定は、昭和61年4月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第2項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和61. 10. 18)

1 この変更は、公告の日から施行する。

2 変更後の規定は、昭和61年12月1日以降を任期とする組合会議員の選挙区及び議員の数について適用し、同年11月30日までを任期とする組合会議員の選挙区及び議員の数については、なお従前の例による。

附 則(昭和62. 2. 23)

1 この変更は、昭和62年4月1日から施行する。

2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、昭和62年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和62. 3. 17)

この変更は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63. 2. 23)

1 この変更は、昭和63年4月1日から施行する。

2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、昭和63年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和63. 3. 28)

この変更は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63. 7. 21)

この変更は、公告の日から施行し、昭和63年6月21日から適用する。

附 則(平成2. 3. 30)

この変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2. 6. 28)

この変更は、公告の日から施行し、平成2年5月21日から適用する。

附 則(平成2. 9. 10)

この変更は、公告の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附 則(平成3. 3. 20)

この変更は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3. 5. 13)

この変更は、公告の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4. 2. 27)

- 1 この変更は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成4. 3. 30)

この変更は、平成4年3月30日から施行し、平成4年2月10日から適用する。

附 則(平成4. 7. 22)

この変更は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則(平成5. 2. 24)

- 1 この変更は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の2第2項の規定は、平成5年4月1日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用し、同日前の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成5年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成6. 10. 11)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成6. 11. 10)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第5項の適用は、平成6年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成7. 3. 30)

この変更は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8. 2. 23)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成9. 4. 7)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成10. 2. 26)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項の規定は、平成10年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の2第1項及び第2項の規定は、平成10年4月1日以後の診療に係る家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第5項及び第6項の適用は、平成10年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成 11. 2. 25)

この変更は、公告の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11. 3. 29)

この変更は、公告の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11. 6. 28)

この変更は、公告の日から施行し、平成 11 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11. 11. 27)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 11 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 の規定は、平成 11 年 9 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第 5 項及び附則第 6 項の規定は、平成 11 年 9 月 1 日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成 12. 2. 25)

この変更は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12. 6. 28)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成 12. 10. 18)

この変更は、公告の日から施行し、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13. 2. 26)

この変更は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13. 3. 21)



この変更は、公告の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成13. 5. 8)

この変更は、公告の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14. 3. 5)

1 この変更は、平成14年4月1日から施行する。

2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成14年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成14. 4. 12)

この変更は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15. 1. 6)

この変更は、公告の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成15. 2. 12)

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15. 2. 25)

1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。

2 変更後の第36条第1項及び第2項の規定は、平成15年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

3 変更後の第36条の2第1項及び第2項の規定は、平成15年4月1日以後の診療に係る家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。

4 変更後の附則第5項及び第6項の適用は、平成15年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

- 5 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成15. 6. 25)

この変更は、平成15年8月20日から施行する。

附 則(平成15. 9. 29)

この変更は、公告の日から施行し、平成15年8月20日から適用する。

附 則(平成16. 2. 25)

- 1 この変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項の規定は、平成16年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の2の規定は、平成16年4月1日以後の診療に係る家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第5項及び第6項の適用は、平成16年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 5 変更後の第40条及び附則第2項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 6 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における変更後の第36条第1項、第36条の2第1項及び附則第5項の規定の適用については、これらの規定中「12,000円」とあるのは「10,000円」と、変更後の第36条第2項及び附則第6項の規定の適用については、これらの規定中「24,000円」とあるのは「20,000円」とする。

附 則(平成16. 11. 8)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成17. 2. 21)

- 1 この変更は、平成17年4月1日から施行する。

2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成17年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成17. 6. 28)

この変更は、平成17年7月7日から施行する。

附 則(平成17. 11. 16)

この変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成17年11月27日
- (2) 第2条の規定 平成18年1月1日
- (3) 第3条の規定 平成18年2月1日

附 則(平成18. 2. 22)

この変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成18年3月20日
- (2) 第2条の規定 次の任期満了による選挙

附 則(平成18. 2. 22)

- 1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第9項の変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の2の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第5項及び附則第6項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 5 変更後の第40条及び附則第2項の規定は、平成18年4月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

6 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における変更後の第36条第1項、第36条の2第1項及び附則第5項の規定の適用については、これらの規定中「25,000円」とあるのは「20,000円」と、変更後の第36条第2項及び附則第6項の規定の適用については、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

附 則(平成18. 6. 5)

この変更は、公告の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18. 11. 15)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項及び第36条の2第1項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の4第2項の規定は、平成18年10月1日以後に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成19. 2. 22)

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20. 2. 26)

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20. 3. 31)

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20. 11. 17)

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成 21. 2. 25)

- 1 この変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成 21. 6. 19)

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21. 7. 22)

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21. 9. 25)

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21. 12. 21)

この変更中第 1 条の規定は平成 22 年 1 月 4 日から、第 2 条の規定は同年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22. 2. 24)

この変更は、公告の日から施行し、平成 22 年 3 月 22 日から適用する。

附 則(平成 22. 2. 24)

- 1 この変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 36 条及び第 36 条の 2 並びに附則第 5 項から第 8 項までの規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 40 条、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 22 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23. 2. 25)

- 1 この変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 40 条第 1 項、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 23 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23. 11. 2)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成 24. 2. 27)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は次の任期満了による選挙から施行する。
- 2 変更後の定款第 40 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 25. 2. 26)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 9 条第 3 項の規定は、次の任期満了による選挙から適用し、第 19 条の規定による補欠選挙の選挙区については、次の任期満了による選挙までの間、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 25 年 10 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項及び附則第 5 項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで | 30,000 円 |
| 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで | 35,000 円 |

- 5 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 2 項本文及び附則第 6 項本文の規定を適用する場合には、これらの規定中「100,000 円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第 36 条第 2 項ただし書及び附則第 6 項ただし書の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

|                                      |          |          |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで | 60,000 円 | 30,000 円 |
| 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで | 70,000 円 | 35,000 円 |

- 6 平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。
- 7 変更後の第 40 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26. 2. 28)

- 1 この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26. 7. 24)

この変更は、公告の日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27. 1. 22)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則(平成 27. 2. 24)

- 1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成27. 9. 30)

- 1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公告の日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による変更後の第40条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 第1条の規定による変更後の第40条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成28年4月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成27年政令第346号)第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の109」とあるのは「1,000分の87.2」と、「1,000分の15」とあるのは「1,000分の12」とする。

(第154次変更)

附 則(平成28. 2. 29)

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成28. 6. 30)



- 1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 平成28年7月1日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附 則(平成29. 2. 28)

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成29. 12. 18)

この変更は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30. 2. 26)

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成30. 5. 28)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成29年8月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第2項、第36条の2第1項及び附則第5項の規定は、平成29年8月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成31. 2. 26)

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和2. 2. 26)

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和3. 2. 24)

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和4. 3. 4)

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条の2の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和4. 6. 22)

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5. 2. 22)

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第9条第3項の規定は、この変更の施行の日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和6. 2. 29)

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第9条第3項の規定は、この変更の施行の日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 別表

|      |      |                |
|------|------|----------------|
| 西尾市  | 東郷町  | 愛北広域事務組合       |
| 蒲郡市  | 豊山町  | 中部知多衛生組合       |
| 犬山市  | 大口町  | 蒲郡市幸田町衛生組合     |
| 常滑市  | 扶桑町  | 小牧岩倉衛生組合       |
| 江南市  | 大治町  | 江南丹羽環境管理組合     |
| 小牧市  | 蟹江町  | 東部知多衛生組合       |
| 稲沢市  | 飛島村  | 西知多医療厚生組合      |
| 新城市  | 阿久比町 | 愛知中部水道企業団      |
| 東海市  | 東浦町  | 知北平和公園組合       |
| 大府市  | 南知多町 | 知多北部広域連合       |
| 知多市  | 美浜町  | 五条広域事務組合       |
| 知立市  | 武豊町  | 愛知県後期高齢者医療広域連合 |
| 尾張旭市 | 幸田町  | 海部南部水道企業団      |
| 高浜市  | 設楽町  | 海部南部広域事務組合     |
| 岩倉市  | 東栄町  | 知多中部広域事務組合     |
| 豊明市  | 豊根村  | 愛知県市町村職員退職手当組合 |
| 日進市  |      | 知多南部衛生組合       |
| 田原市  |      | 北名古屋水道企業団      |
| 愛西市  |      | 海部東部消防組合       |
| 清須市  |      | 北名古屋衛生組合       |

|       |  |              |
|-------|--|--------------|
| 北名古屋市 |  | 丹羽広域事務組合     |
| 弥富市   |  | 海部南部消防組合     |
| みよし市  |  | 海部地区水防事務組合   |
| あま市   |  | 尾三衛生組合       |
| 長久手市  |  | 知多南部消防組合     |
|       |  | 海部地区急病診療所組合  |
|       |  | 西春日井広域事務組合   |
|       |  | 岡崎市額田郡模範造林組合 |
|       |  | 北設広域事務組合     |
|       |  | 尾三消防組合       |
|       |  | 知多南部広域環境組合   |